令和8年度 就学援助制度のお知らせ

伊東市教育委員会

伊東市では、お子さんを小・中学校に就学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して、学用品費などの一部を援助する制度を設けています。

援助を希望される方は、このお知らせをよくお読みいただき、各小・中学校へお申込みください。

1 就学援助を受けることができる方

伊東市に居住し、市立小・中学校に通うお子さんがいる保護者のうち次の(1)または(2)に該当する方

- (1) 生活保護を受けている方 (要保護者)
- (2) 生活保護は受けていないが、同程度に困窮していると認められる方(準要保護者)

<準要保護者の総世帯所得の目安額>

世帯の人数	2 人	3 人	4 人	5人	6人
目安額	約 220 万円	約 280 万円	約 330 万円	約 380 万円	約 430 万円

※ <u>この金額は目安です。</u>家族の年齢構成などにより認定基準となる金額が変わりますので、この目安額 を超えても認定される場合や目安額以内でも認定されない場合があります。

2 援助の種類と支給予定額(年額)

令和7年9月1日現在

注:金額は予算の状況によって変更することがあります。

費	目	小学校	中学校	備考	
入学準備費	1年生	57,060 円	63,000 円	1月、4月認定者のみ	
学用品及び	1年生	11,630 円	22,730 円		
通学用品費	2 年生以上	13,900 円	25,000 円		
校外活動費	宿泊あり	実費		年1回限り	
(交通費・見学料)	宿泊なし	実費			
通学費※1、※2		定期券購入費の <u>1/2</u>		バス又は電車の <mark>定期券</mark> の写しの提出が必要	
				必要に応じて、利用理由等聞き取りをします	
学校給食費		実費			
体育実技用具費			柔道着 購入実費	在学中1回限り	
				個人で購入した場合は、 <mark>領収書の提出</mark> が必要	
				ゼッケン等、授業以外の用途の物は対象外	
修学旅行費※3		均一負担経費の実費		要保護者も対象	
医療費※4		_		区域外就学者のみ医療券発行により現物支給	

- ※1 通学費については、回数券購入費や現金で電車等利用した場合は対象となりません。
- ※2 定期券写しのない期間は対象となりません。3学期分の写しの提出は2月末日までに学校に提出してください。
- ※3 生活保護を受けている方 (要保護者) は、修学旅行費のみ援助の対象となります。(平成30年度から)
- ※4 令和2年10月1日より、「こども医療費助成制度」が改正されたことに伴い、保護者自己負担分がなくなったため、就学援助医療費対象疾病を含め、医療費助成に係る個別制度の受給者証等による受診をしていただくことになります(保護者負担なしであることに変更はありません。)。

3 申請方法

申請に必要な書類をそろえて、お子さんの通学している<u>学校へ提出</u>してください。認定委員会は年4回行われ、認定の可否を決定します。申請書は学校又は市教育委員会教育総務課窓口で入手できるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

認定委員会	対象者	申請期限	
令和8年	次年度当初から援助を受けようとする者	令和7年11月17日	
1月認定委員会	入学準備費の入学前支給を受けようとする者	(全校共通〆切)	
4月認定委員会	年度当初から援助を受けようとする者	令和8年4月上旬予定	
7月認定委員会	年度中途(7月)から援助を受けようとする者	令和8年6月下旬予定	
10月認定委員会	年度中途(10月)から援助を受けようとする者	令和8年9月下旬予定	

- ※ 申請時に小学生(小学校の入学予定者を含む)と中学生の両方のお子さんがいる場合は、お子さんが お通いの<u>小学校に提出</u>してください。中学校への提出は不要です(小学校への提出で、中学校への提出 も兼ねるものとします。)。
- ※ 4月、7月及び10月認定委員会に申請される場合は、各学校の提出期限までに提出してください。

4 支給

年3回(7月、12月、3月)口座振込による支給を予定しています。

※ 入学準備費は、入学前の1月認定委員会で認定された場合、入学前に支給する予定です(4月認定委員会で認定された場合は7月の支給となります。)。

5 申請に必要な書類

	生活保護以外の方	生活保護の方		
(1) 申請書 (兼委任状及び同意書)	0	0		
(2) 課税·非課税証明書**	0	_		
※ 住民票に関わらず生計を一つにする家族全員分 (所得がない学生、未就学児は除く。)※ 証明書の基礎控除の金額が0円の者は所得の未申告者であるため申告後の証明書が必要です。※ 1月・4月認定は令和7年度(令和6年分)、7月・10月認定は令和8年度(令和7年分)の証明が必要				
(3) 振込口座通帳の写し(名義と番号が記載されているページ)	0	0		

6 その他

- (1) 認定に当たり、民生委員、児童委員又は教育総務課職員が面談等により、世帯の状況の確認を行う場合があります。
- (2) 就学援助申請後、生活状況に変更があった場合は、必ず学校へご連絡ください。
 - 再婚した場合は、原則、就学援助廃止となります(次の認定委員会に再申請することは可能です。)。
 - ・ 生活状況が好転し、援助の必要がなくなった場合は、廃止届を学校に提出してください。
- (3) 就学援助の申請は、毎年度必要になります。
- (4) 小学校統合通学費補助金による補助又はスクールバス通学をしている場合、通学費は支給対象外です。
- (5) 紛失防止のため、児童、生徒を介しての申請書提出は控えていただくようお願いします。

問い合わせ先:お子さんの通っている学校 または 伊東市教育委員会 教育総務課 教育政策係(№32-1912)